令　和　７　年

第１回熊取町議会臨時会会議録

令和７年５月15日開会
令和７年５月15日閉会

熊　取　町　議　会

令和７年５月臨時会会議録目次

（５月15日）

出席議員 …… 1
議事日程 …… 1
諸般の報告 …… 2
町長挨拶 …… 2
行政報告 …… 2
　１．報告第１号　損害賠償に関する専決処分報告について …… 2
　２．報告第２号　損害賠償に関する専決処分報告について …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 4
提案理由説明
　議案第24号　税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について …… 4
　　質　　疑 …… 6
　　採　　決 …… 6
提案理由説明
　議案第25号　令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分報告について …… 6
　　質　　疑 …… 7
　　採　　決 …… 8
提案理由説明
　議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について …… 8
　　質　　疑 …… 8
　　採　　決 …… 8
議会許可第１号　議長の辞職について …… 9
前議長挨拶 …… 9
日程の追加について …… 9
議会選挙第１号　議長の選挙 …… 10
新議長挨拶 …… 10
日程の追加について …… 11
議会許可第２号　副議長の辞職について …… 11
前副議長挨拶 …… 11
日程の追加について …… 11
議会選挙第２号　副議長の選挙 …… 11
新副議長挨拶 …… 12
日程の追加について …… 12
議会選任第１号　常任委員会委員の選任について …… 12
議会選任第２号　議会運営委員会委員の選任について …… 12
議会許可第３号　特別委員会委員の辞任について …… 13
議会選任第３号　特別委員会委員の選任について …… 14
議会選挙第３号　泉州南消防組合議会議員の選挙 …… 14
総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出について …… 15

第１回熊取町議会臨時会（第１号）

令和７年５月臨時会会議録（第１号）

月　　日　令和７年５月15日（木曜）招集
場　　所　熊取町役場議場
出席議員　次のとおり12名であります。

１番　文野　慎治	２番　多和本英一	３番　長田健太郎
４番　石井　一彰	５番　坂上　昌史	６番　大林　隆昭
７番　坂上巳生男	８番　江川　慶子	９番　渡辺　豊子
10番　二見　裕子	13番　田中　圭介	14番　河合　弘樹

欠席議員　なし
地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町長	藤原　敏司	副町長	南　和仁
教育長	吉田　茂昭	総合政策部長	田中　耕二
総合政策部統括理事	明松　大介	総合政策部統括理事	松浪　敬一
総務部長	永橋　広幸	総務部理事	井口　雅和
住民部長	山本　浩義	健康福祉部長	石川　節子
健康福祉部理事	阪上　正順	都市整備部長	白川　文昭
都市整備部理事	庭瀬　義浩	会計管理者兼会計課長	根来　雅美
教育次長	巖根　晃哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長	木村　直義	書記	阪上　高寛

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名
会期の決定
議案第24号　税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第25号　令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分報告について
議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議会許可第１号　議長の辞職について
追加付議議案
議会選挙第１号　議長の選挙
議会許可第２号　副議長の辞職について
議会選挙第２号　副議長の選挙
議会選任第１号　常任委員会委員の選任について
議会選任第２号　議会運営委員会委員の選任について
議会許可第３号　特別委員会委員の辞任について
議会選任第３号　特別委員会委員の選任について
議会選挙第３号　泉州南消防組合議会議員の選挙
総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出について

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。令和７年第１回熊取町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、上程されております諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本として、十分に意を尽くされましてご審議いただき、併せて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申

し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回熊取町議会臨時会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

初めに、例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和７年３月定例会に報告いたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和７年３月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

続いて、表彰の報告を行います。

去る５月７日に開催されました憲法記念日知事表彰において、文野慎治議員が地方自治功労者として大阪府知事から表彰状を授与されました。ここにご披露申し上げ、皆様方と共にお喜び申し上げます。誠におめでとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

本臨時会には、町長ほか関係職員の出席を求めております。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

それでは、令和７年第１回熊取町議会臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

木々が芽吹いて色鮮やかな季節を迎え、初夏の香りが感じられるようになってまいりました。４月より大阪・関西万国博覧会が開幕し、にぎわいと感動にあふれています。見て触れて感じる体験型のエンターテインメントは世界中の様々な国を身近に感じます。府内全ての市町村が一体となった「大阪ウィーク～春・夏・秋～」を開催しておりますので、議員の皆様におかれましてもぜひ足を運んでいただければと存じます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては、税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてほか１件、人事案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、行政報告を行います。

まず、報告第１号　損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、報告第１号　損害賠償に関する専決処分報告についてご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次ページをご覧ください。

専決処分日は令和７年４月15日でございます。

専決処分の内容でございますが、事故発生日時は令和７年２月17日16時50分頃でございます。

事故発生場所及び相手方の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、熊取町安全パトロール隊が公用車で和田地区を巡回中、西日による視界不良のため運転を誤り、同地区来迎寺前の側溝に脱輪し、車体右側が同寺の石垣部分に接触し損傷させたものでございます。

損害賠償額は７万7,000円で、損傷した石垣の復旧費用でございます。

なお、損害賠償金は、全額一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業からの補塡を受けております。

当該職員を含め、安全パトロール隊の方々には、より一層交通事故防止に留意するよう指導し、今後におきましてもより一層の事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第１号　損害賠償に関する専決処分報告についてを終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、報告第２号　損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは、報告第２号　損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和７年４月14日でございます。

１、事故の発生日時ですが、令和６年８月16日午後３時40分頃でございます。

２、場所は、熊取町成合南23番７地先です。

３、相手方につきましては、西日本高速道路株式会社関西支社阪奈高速道路事務所でございます。

４、事故の概要は、熊取町の管理地に自生していた雑木が根腐れにより倒れ、防護柵10メートル、支柱３本を損傷させたものです。

５、損害賠償額につきましては43万4,481円で、立入防護柵の修繕費用となってございます。

なお、損害賠償額は全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものでございます。

場所等の詳細につきましては、阪和自動車道の建設により分断された里道の廃止に伴い、町道成合高田線と併せて山林等への接道として熊取町に移管された代替通路に自生していた雑木の倒木により、柵を損傷させたものでございます。

当該事故を受け、阪和自動車道建設により移管された通路及び法面について順次現地確認を行っているところでございます。

今後におきましても、定期的な道路パトロールなどにより、適切な道路管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第２号　損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいまの行政報告２件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第１　会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席10番　二見議員、議席13番　田中議員、以上の２名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第２　会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る５月９日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員６名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和７年第１回熊取町議会臨時会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日５月15日の１日間といたします。

次に、議事日程につきましては、議案書に記載のとおりといたします。

なお、本臨時会に提出されております議案は、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日１日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日５月15日の１日間と決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第３　議案第24号　税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第24号　税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の１ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分といたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、２ページをご覧ください。

令和７年３月31日専決、税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明をいたします。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後となります。

同じく２ページでございます。

第７条です。こちらにつきましては、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令の改正に伴い改正するものでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

第９条です。第７条の改正に伴い、納税証明事項に係る規定の整備を行うものでございます。

同じく３ページの第20条となります。個人住民税の所得控除について、新たに特定親族特別控除額、以下、特定親族と言いますが、こちらに関する規定を追加するものでございます。

次に、４ページをご覧ください。

第27条でございます。こちらは、特定親族の創設に伴い、個人住民税の申告事務に係る規定の整備を行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴う項ずれによる改正を行うものでございます。

次に、５ページから６ページとなります。

第28条の２でございます。特定親族の創設に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書に係る記載事項について特定親族を追加するものでございます。

続きまして、６ページから７ページになります。

第28条の３でございます。こちらも、特定親族の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る記載事項について、特定親族を追加するものでございます。

次に、７ページをお願いいたします。

第70条でございます。番号法の改正に伴い、項ずれに関する改正を行うものでございます。

続きまして、８ページをお願いいたします。

第89条となります。こちらは、排ガス規制の関係による新規準原付バイク、こちらに対応するために軽自動車税の種別割の税率に当該区分を新設するものでございます。

次に、９ページでございます。

第94条です。軽自動車税種別割の減免申請書について、番号法の改正に伴う項ずれ及び新基準原付バイクに対応した記載事項に係る規定を整備するものでございます。

同じく、続きまして９ページから11ページとなります。

第95条です。こちらは、マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税種別割の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備するものでございます。

続きまして、11ページでございます。

第115条となります。こちらは、番号法の改正に伴う項ずれに関する改正を行うものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

こちらは附則第16条の２となります。地方税法附則第15条が改正されたことに伴う項ずれに関する改正及びわがまち特例の減額率を国の参酌割合どおりとするものでございます。

次に、13ページ、附則第16条の３でございます。

こちらは、長寿命化に関する大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できるとする規定を新設するものでございます。

次に、同じく13ページから15ページとなります。

第19条の２でございます。こちらは、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例に関する規定を新設するものでございます。

続きまして、附則でございます。16ページをご覧ください。

第１条は施行期日で、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。ただし、第20条、第27条の第１項、第28条の２第１項第３号及び第28条の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定につきましては令和８年１月１日から、附則第９条の次に１条を加える改正規定及び附則第５条の規定につきましては令和８年４月１日から施行するもので、第７条及び第９条の規定並びに次条の規定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律附則第１条第12号に掲げる規定の施行日とするものでございます。

第２条は公示送達に関する経過措置で、新条例の規定中、公示送達に関する部分は令和７年度以降の年度分について適用し、令和６年度分までは、なお従前の例によるものとするものでございます。

第３条は町民税に関する経過措置で、新条例の規定中、特定親族特別控除額に関する規定については、令和７年度以降の年度分について適用し、令和６年度分までは、なお従前の例によるものとするものでございます。

第４条は固定資産税に関する経過措置で、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和７年度以降の年度分について適用し、令和６年度分までは、なお従前の例によるものでございます。

第５条は軽自動車税に関する経過措置で、新条例の規定中、軽自動車税の種別割について令和７年度以降の年度分について適用し、令和６年度までは、なお従前の例によるものとするものでございます。

第６条は、町たばこ税に関する経過措置でございます。

第１項につきましては、新条例附則第１条第２号に掲げる規定の施行日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるものでございます。

第２項につきましては、令和８年４月１日から同年９月30日までの間に売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る製造たばこの本数を規定するものでございます。

第３項につきましては、前項各号に係る製造たばこの本数の端数の計算方法について規定するものでございます。

以上で、議案第24号　税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました新旧対照表の３ページのところで特定親族特別控除額という言葉が出てまいりますが、これについてご説明願えますか。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）こちらにつきましては、まず、１点大きなものですが、大学生年代の子どもの特定扶養控除の要件でございます。

こちらについては、19歳以上23歳未満の子どもなど親族を扶養控除とする場合、今までであれば103万円とする、対象とする壁とされていたものでございますが、こちらは123万円を超えるまで45万円満額の扶養控除が受けられるという内容の項目でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号　税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第４　議案第25号　令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、議案第25号　令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第１項の規定によりまして令和７年４月14日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、令和７年３月25日に借入れをしました令和６年度公共下水道事業債の繰入額について、過充当により繰上償還を速やかに行うものでございます。

それでは、資料の３ページをご覧ください。

第１条の総則でございます。

令和７年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第２条、資本的収入及び支出の補正でございます。令和７年度熊取町下水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第１款資本的支出、第２項企業債償還金の既決予定額に3,615万7,000円を増額し、補正後の額を４億6,197万2,000円とするものでございます。それにより、第１款資本的支出の補正額の額を12億1,552万5,000円とするものでございます。

次に、４ページは令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）実施計画でございます。

詳細については７ページの説明書でご説明いたしますので、７ページをご覧ください。

資本的支出でございます。第１款資本的支出、第２項企業債償還金の企業債償還金3,615万7,000円の増額は、令和６年度公共下水道事業債過充当分の繰上償還でございます。この繰上償還は、２か年事業として実施の公共下水道事業において、２か年分の工事費で起債額を算定していたところ単年度で算定する必要があったこと及び実施設計業務等において起債申込後に業務内容の変更により契約額が減額となり、その減額分が過充当となったものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額11億7,936万8,000円に補正予定額3,615万7,000円を増額し、12億1,552万5,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、５ページにお戻りください。

令和７年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第１号）でございます。また、６ページは令和７年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第１号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第25号　令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）ただいま資料に基づいてご説明ありましたが、７ページのところで今回の下水道事業債過充当分の繰上償還についてのご説明がありましたが、ちょっと分かりにくかったので、もう一度分かりやすくご説明願えますか。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）７ページの中にございます繰上償還分ということで3,615万7,000円という数字を計上させていただいています。この内容につきましては、２か年事業でやりました下水道工事がございます。その起債額を起債算入のときに算定するんですけれども、２か年分の工事ということで２か年分を計上していたんですけれども、本来は単年度で計上する必要があったということでそこの部分、あと、実施設計委託業務において起債申込後に委託業務のほうが減額という変更が生じたというところで、その部分が過充当に相当したというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）設計後の契約金額の変更、予定よりも安くついたということですかね。それが主たる原因かと思いますけれども、２か年分の工事云々という説明は、ちょっとそれは分かりにくい

んです。もう一度。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）下水道工事として、単年じゃなくて２か年にわたってしていた現場がございます。それに対しての起債を借り入れるときに、２か年工事をしていたということで２か年分にかかった工事費を算定根拠として起債を借り入れていたんですが、実際は単年度で、２か年分の単年・単年の金額での計上が必要であったというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）それは、本来単年度で起債すべきところ、２か年分にしてしまったという意味なんですか。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）そうでございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号　令和７年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第５　議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の大上明子氏が令和７年４月30日をもって辞職されたことに伴い、その補欠委員として根来和男氏を選任したいと考えてございますので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては議案書の２ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議事の都合により、ただいまからしばらく休憩いたします。

（「10時32分」から「10時36分」まで休憩）

副議長（田中圭介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

令和７年４月30日付で、議会会議規則第97条の規定により、河合議長から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、私が議長の職を行います。

副議長（田中圭介君）それでは、日程第６　議会許可第１号　議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、河合議員の退場を求めます。

（河合弘樹君退場）

職員に辞職願を朗読させます。木村議会事務局長。

議会事務局長（木村直義君）辞職願。

私は、このたび一身上の都合により、令和７年５月15日をもって議長を辞職いたしたいので、地方自治法第108条及び議会会議規則第97条第２項の規定により、許可されるよう願い出ます。

令和７年４月30日

熊取町議会副議長　田中圭介様

熊取町議会議長　河合弘樹

副議長（田中圭介君）お諮りいたします。河合議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、河合議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

河合議員の入場を求めます。

（河合弘樹君入場）

河合議員から議長辞職の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。河合議員。

14番（河合弘樹君）議長辞職に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

振り返りますと、令和５年５月の臨時会におきまして、議員皆様方のご推挙により、名誉ある熊取町議会議長に就任させていただきました。以来２年間、副議長並びに議員各位のご支援、ご協力をいただき、大過なく職責を果たすことができましたこと、心より深く御礼申し上げます。

この間、これでよかったのかと反省すべき点もございましたが、それにもかかわりませず、議長として盛り立てていただきましたことを深く感謝しております。

議長を辞しましても変わらぬご指導をお願いいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（田中圭介君）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

ただいまよりしばらく休憩いたします。

（「10時41分」から「10時48分」まで休憩）

副議長（田中圭介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に文野慎治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました文野慎治議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました文野議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました文野議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、文野議員、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。演壇までお願いします。

（文野慎治君登壇　議長当選挨拶）

議長（文野慎治君）それでは、ご挨拶を申し上げます。

議長へ議員の皆さんのご推挙、賛成をいただいて就任したい、このように思います。本当に名誉なことだというふうに思っています。河合議長、２年間一生懸命やっていただきました。過去、私もいろんな先輩議員、同僚議員のご指導を仰ぎながら今日までやってこられました。河合議長から引き継いだ残り２年の任期を議長として精いっぱい頑張っていきたいなというふうに思っております。

熊取町議会は、本当に闊達に真摯に議論ができているというふうに思います。この伝統は本当に大事なことだと思っております。丁寧に、真摯に、分かりやすい言葉で、町民の皆さん方に町がどういうことの今状況で議会あるいは行政の仕事が進んでいるんだ、こういったことを本当に議会基本条例に書かれている精神を我々、これからも議員活動として皆さん方に理解し、より一つの目標に向かって熊取町全体で盛り上がるような議会にしていきたいな、このように思っております。

全員の力で楽しく明るく、そして優しい、丁寧な運営を心がけていきたいなと、このように思っておりますので、引き続き今までにも増して支えていただきますようお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

（文野慎治君降壇）

副議長（田中圭介君）これをもちまして、私の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

では、文野議長、議長席にお着き願います。

（文野慎治君、議長席に着く）

議長（文野慎治君）よろしくお願いします。

議事の都合により、ただいまからしばらく休憩いたします。

（「10時54分」から「10時57分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま田中副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。ここで副議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（文野慎治君）それでは、議会許可第２号　副議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田中議員の退場を求めます。

（田中圭介君退場）

職員に辞職願を朗読させます。木村議会事務局長。

議会事務局長（木村直義君）辞職願。

私は、このたび一身上の都合により、副議長を辞職いたしたいので、地方自治法第108条及び議会会議規則第97条第２項の規定により、許可されるよう願い出ます。

令和７年５月15日

熊取町議会議長　文野慎治様

熊取町議会副議長　田中圭介

議長（文野慎治君）お諮りいたします。田中議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、田中議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

田中議員の入場を求めます。

（田中圭介君入場）

ただいま田中議員から副議長辞職の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。田中議員。

13番（田中圭介君）副議長を辞職するに当たりまして、一言お礼申し上げます。

令和５年５月の臨時会におきまして、議員皆様方のご推挙により副議長の要職に就任させていただきました。以来２年間、至らぬ点もありましたが、議員各位のご支援、ご協力をいただき、大過なく務めることができました。これも、ひとえに河合議長をはじめ皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心からお礼を申し上げまして、辞職の挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、ただいまからしばらく休憩いたします。

（「11時01分」から「11時06分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に坂上昌史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました坂上昌史議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました坂上昌史議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂上昌史議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、坂上昌史議員の当選承諾のご挨拶をお願いします。演壇までお願いします。

（坂上昌史君登壇　副議長当選挨拶）

副議長（坂上昌史君）このたび、議員の皆様の推薦で副議長の要職に就任させていただくことになりました。議会が円滑に運営されるよう議長を補佐してまいります。今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（坂上昌史君降壇　自席へ）

議長（文野慎治君）お諮りいたします。この際、議事日程を追加したいと思います。

追加議事日程については、タブレットに掲載しております追加議事日程表のとおりであります。

追加議事日程表のとおり議事を追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程表のとおり議事を追加することに決定しました。

議長（文野慎治君）追加議事日程第１　議会選任第１号　常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第２条及び第７条第４項の規定により、議長が指名いたします。

まず、総務文教常任委員会委員に、多和本議員、長田議員、大林議員、江川議員、二見議員、河合議員、以上の６名を指名したいと思います。

次に、事業厚生常任委員会委員に、石井議員、坂上昌史議員、坂上巳生男議員、渡辺議員、田中議員、私、文野、以上の６名を指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第２　議会選任第２号　議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第５条第２項及び第７条第４項の規定により、議長が指名します。

多和本議員、石井議員、大林議員、江川議員、二見議員、河合議員、以上の６名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました６名の諸君を議会運営委員会委員に選

任することに決定いたしました。

ただいま選任されました総務文教常任委員会委員、事業厚生常任委員会委員及び議会運営委員会委員によりまして、議会委員会条例第８条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず総務文教常任委員会、２番目に事業厚生常任委員会、３番目に議会運営委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

（「11時12分」から「11時19分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に二見議員、副委員長に多和本議員。事業厚生常任委員会委員長に田中議員、副委員長に渡辺議員。議会運営委員会委員長に大林議員、副委員長に江川議員。

以上のとおりでございます。

議長（文野慎治君）続いて、追加議事日程第３　議会許可第３号　特別委員会委員の辞任についての件を議題といたします。

議会委員会条例第12条第２項の規定により、原子力問題調査特別委員会委員６名、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員６名、都市計画道路建設促進特別委員会委員６名、環境施設広域化調査特別委員会委員７名及び議会改革検討特別委員会委員６名の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。まず、原子力問題調査特別委員会６名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、原子力問題調査特別委員会委員６名の諸君の辞任を許可することに決定しました。

次に、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員６名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員６名の諸君の辞任を許可することに決定しました。

次に、都市計画道路建設促進特別委員会委員６名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、都市計画道路建設促進特別委員会委員６名の辞任を許可することに決定しました。

次に、環境施設広域化調査特別委員会委員７名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、環境施設広域化調査特別委員会委員７名の辞任を許可することに決定しました。

次に、議会改革検討特別委員会委員６名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会委員６名の辞任を許可することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第４　議会選任第３号　特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第７条第４項の規定により、議長が指名いたします。

原子力問題調査特別委員会委員に、長田議員、大林議員、坂上巳生男議員、二見議員、河合議員、私、文野。

アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員に、石井議員、坂上昌史議員、江川議員、二見議員、田中議員、私、文野。

都市計画道路建設促進特別委員会委員に、多和本議員、石井議員、大林議員、坂上巳生男議員、渡辺議員、河合議員。

環境施設広域化調査特別委員会委員に、長田議員、坂上昌史議員、江川議員、渡辺議員、田中議員、私、文野。

議会改革検討特別委員会委員に、石井議員、坂上昌史議員、江川議員、二見議員、田中議員、私、文野。

以上、それぞれ６名を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第８条の規定により、それぞれの特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室、順序は、まず原子力問題調査特別委員会、２番目にアトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、３番目に都市計画道路建設促進特別委員会、４番目に環境施設広域化調査特別委員会、最後、５番目に議会改革検討特別委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

（「11時25分」から「11時32分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会、環境施設広域化調査特別委員会及び議会改革検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

原子力問題調査特別委員会委員長に河合議員、副委員長に二見議員。アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員長に田中議員、副委員長に石井議員。都市計画道路建設促進特別委員会委員長に河合議員、副委員長に多和本議員。環境施設広域化調査特別委員会委員長に渡辺議員、副委員長に江川議員。議会改革検討特別委員会委員長に私、文野、副委員長に坂上昌史議員。

以上でございます。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第５　議会選挙第３号　泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

泉州南消防組合議会議員に、坂上昌史議員、多和本議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました坂上昌史議員、多和本議員を当選者と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました坂上昌史議員、多和本議員が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました坂上昌史議員、多和本議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。それでは、坂上昌史議員、多和本議員、よろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第６　総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長並びに事業厚生常任委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、申出書のとおり、所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、所管事務調査について、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、所管事務調査について、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（文野慎治君）以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、任期を終えられました河合弘樹前議長、田中圭介前副議長におかれましては、２年間大変お疲れさまでございました。

今回ご就任されました文野慎治議長、坂上昌史副議長におかれましては、ぜひ住民の福祉の向上、よりよいまちづくりの実現のために、住民ニーズを的確に把握いただき、町行政とも連携を図られながら議会運営を行っていただきますようお願いしたいと存じます。

さらに、議員の皆様方におかれましては、健康にご留意の上、町政発展のため引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（文野慎治君）これをもって、令和７年第１回熊取町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時38分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和７年５月15日

熊取町議会

議　　長	文　野　慎　治
前 議 長	河　合　弘　樹
前副議長	田　中　圭　介
議　　員	二　見　裕　子
議　　員	田　中　圭　介